

「小型移動式クレーン運転技能講習」「玉掛け技能講習」セット講習のご案内

* 小型移動式クレーン運転技能講習のみの受講も可能です。玉掛け技能講習の単独受講はできません。

つり上げ荷重が1トン以上5トン未満の移動式クレーンを運転する業務（道路上を走行させる運転を除く）には、労働安全衛生法第61条、同法施行令第20条第7号（就業制限に係る業務）により、小型移動式クレーン運転技能講習修了者でなければ従事することができません。

制限荷重が1トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が1トン以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務には、労働安全衛生法第61条、同法施行令第20条第16号（就業制限に係る業務）により、玉掛け技能講習修了者でなければ従事することができません。

つきましては、下記により「小型移動式クレーン運転技能講習」と「玉掛け技能講習」のセット講習を実施しますので、この機会に受講されますようご案内致します。

記

1. セット講習の日時 受付 午前 7 時 45 分～ 開講 午前 8 時

| 講習会日時 | 締切日 | 講習会日時 | 締切日 |
|------------------|--------|------------------|--------|
| 令和6年 5月13日～5月17日 | 4月24日 | 令和7年 1月20日～1月24日 | 12月24日 |
| 7月22日～7月26日 | 7月5日 | 3月10日～3月14日 | 2月21日 |
| 9月9日～9月13日 | 8月26日 | | |
| 11月11日～11月15日 | 10月25日 | | |

小型移動式クレーン運転技能講習のみ受講する日程はセット講習(計5日間)の日程の初日から3日間となります。

第1コース・第2コース 受付 午前 7時45分～ 開講 午前 8時

※ 全日程とも講習開始時刻に遅刻した場合には、受講できませんので早めに会場へお越しください。

2. 技能講習の場所

学科及び (一社)中部労働技能教習センター 長野会場
実技講習 長野市松代町東寺尾字観音前北 2681-3 TEL(026)278-9255

3. 受講料等及び受講資格

受講料・教材費は消費税込(消費税10%)、カッコ内は消費税額です。

| 受講資格等 | 所要日数 | 講習 | 学科時間 | 実技時間 | 受講料 | 教材費 |
|---|------|-----------|------|------|---------------------|-----|
| 小型移動式クレーン運転技能講習と玉掛け技能講習を併せて受講される方 | 5日 | 小型移動式クレーン | 13時間 | 7時間 | 59,400円 (5,400円) | 無料 |
| | | 玉掛け | 9時間 | 6時間 | | 無料 |
| ①クレーン・デリック運転士免許又は揚貨装置運転士免許を有する者 ②床上操作式クレーン運転技能講習修了者 上記①か②のいずれかに該当 | 5日 | 小型移動式クレーン | 10時間 | 6時間 | 57,200円 (5,200円) | 無料 |
| | | 玉掛け | 9時間 | 6時間 | | 無料 |

小型移動式クレーン運転技能講習のみ受講される方

受講料・教材費は消費税込(消費税10%)、カッコ内は消費税額です。

| コース別 | 受講資格等 | 所要時間 | 学科時間 | 実技時間 | 受講料 | 教材費 |
|-------|---|------|------|------|---------------------|------------------|
| 第1コース | ①クレーン・デリック運転士免許又は揚貨装置運転士免許を有する者 ②床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ③玉掛け技能講習修了者 ※上記①～③のいずれかに該当 | 3日 | 10時間 | 6時間 | 36,300円 (3,300円) | 2,200円 (200円) |
| 第2コース | 科目免除のない方 | 3日 | 13時間 | 7時間 | 38,500円 (3,500円) | 2,200円 (200円) |

※ 補習 : 30分につき 学科 500円 実技 1,500円

4. 講習科目

小型移動式クレーン運転技能講習

| | | |
|-----|---------------------|-----|
| 学 科 | ① 小型移動式クレーンに関する知識 | 6時間 |
| | ② 関係法令 | 1時間 |
| | ③ 原動機及び電気に関する知識 | 3時間 |
| | ④ 運転のために必要な力学に関する知識 | 3時間 |
| 実 技 | ⑤ 運転のための合図 | 1時間 |
| | ⑥ 小型移動式クレーンの運転 | 6時間 |

※ セット講習の免除コース受講者、
小型移動式クレーン単独受講の第1コース
受講者は④⑤免除となり、2日目の午後が免除

玉掛け技能講習

| | | |
|-----|---------------------------------|-----|
| 学 科 | ① クレーン、移動式クレーン、デリック及び揚貨装置に関する知識 | 1時間 |
| | ② クレーン等の玉掛けの方法 | 7時間 |
| | ③ 関係法令 | 1時間 |
| 実 技 | ④ クレーン等の玉掛け | 6時間 |

5. 定員

定員 30名 (ただし、定員になり次第締切)

6. 受講申込及び受講料納入

受講申込書に書き書類を添え、(一社)中野労働基準協会へお申込みください。

- ① 写真1枚(縦 3cm×横 2.5cm、裏面に名前明記) を申込書に貼付
- ② セット講習(免除コース)を受講される方は、受講資格等①②のいずれかの「修了証」又は「免許証」の写し
- ③ 小型移動式クレーン運転技能講習(第1コース)を受講される方は、受講資格等①～③のいずれかの「修了証」又は「免許証」の写し
- ④ 受講料・教材費(小型移動式クレーン運転技能講習のみ受講される方は教材費がかかります。)
- ⑤ 外国籍の方(日本語の理解力が十分な方に限る)は、在留カード、旅券、住民票、特別永住者証明書のいずれかの写しを添付して下さい。
- ⑥ 旧姓・通称等を修了証に併記をご希望の方は公的な証明書のコピーを添付して下さい。

〒383-0013 中野市大字中野1863-1 電話:0269-22-2255 FAX:0269-23-0729)

申込書は郵送、受講料は振込でも受付けます。(振込先:八十二銀行中野支店 普通預金 381906)

7. 当日の持参品

学科 : 筆記用具 受講票 昼食

実技 : 作業着 安全靴又は運動靴 電卓(玉掛け実技時使用) 軍手 雨具 ヘルメット(ある方は持参して下さい)

印鑑(講習等最終日の修了証交付時に使用、なおサインでも可) 長めの靴下(ズボンの裾を入れる) 昼食

8. 助成金制度を活用される皆様へ

・「人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)(旧:建設労働者確保育成助成金)」が受けられます

※ 制度のご利用には受講後の証明が必要になります。

申請に必要な証明書・カリキュラムは、中部労働技能教習センターに郵送すれば押印・同封の上、返送されます。

※ 支給申請には条件等が定められています。

また、年度途中でも制度の改正等がある場合がありますので、詳細をご確認ください。

・助成金についてのお尋ねは、

〒380-0935 長野市中御所1-22-1 厚生労働省 長野労働局

職業安定部 職業対策課 雇用指導部 ☎026-226-0866

なお、「人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)」は、事業主の方から直接「職業対策課」へ連絡し、助成金申請に関する書類を取り寄せ手続きを行ってください。